

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	水質汚濁防止法	法令番号	昭和45年法律第138号			
手続名	特定施設の使用の改善又は使用の一時停止命令（特定地下浸透水）	根拠条項	第13条の2第1項			
処分基準	<p>（1）処分を行う場合 特定施設の状況、汚水等の処理の方法等からみて、将来にわたって水質汚濁防止法第8条の環境省令で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるとき。</p> <p>（2）処分の内容、程度 期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずる。</p>					
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 保健福祉事務所	交付機関 保健福祉事務所	目次	